

令和4年第5回定例会  
(2日目)

津別町議会会議録

令和4年第5回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和4年9月5日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和4年9月16日 午前10時00分

閉会日時 令和4年9月16日 午後2時30分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 小林 教行 4番 村田 政義
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	同意	3	津別町教育委員会委員の任命について	
5	諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて	
6	議案	44	津別町木質バイオマスセンター条例の制定について	
7	〃	45	津別町議会議員及び津別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	46	津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	47	津別町堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	48	令和4年度津別町一般会計補正予算（第5号）について	
11	〃	49	令和4年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
12	〃	50	令和4年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	51	令和4年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	
14	認定	1	令和3年度津別町一般会計決算の認定について	
15	〃	2	令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
16	〃	3	令和3年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
17	〃	4	令和3年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
18	〃	5	令和3年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
19	〃	6	令和3年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について	
20	意見書案	8	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について	
21	〃	9	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書について	
22	〃	10	急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書について	
23	報告	9	令和3年度財政健全化判断比率の報告について	

日程	区分	番号	件名	顛末
24	報告	10	教育に関する事務の管理及び執行状況の 点検評価の報告について	
25	〃	11	北海道つべつまちづくり株式会社の経営 状況について	
26	〃	12	例月出納検査の報告について（令和3年度 5月分、令和4年度5月分、6月分、7月 分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

3 番 小 林 教 行 君      4 番 村 田 政 義 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から、本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って順次質問を許します。

1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につきお尋ねいたします。

総務省は、令和2年度から高齢者がICTやサービスの利用を相談できるデジタル活用支援推進事業に取り組みました。ウィズコロナ、アフターコロナで今後ますますICT化が進む情報社会で、世代間の格差が生まれないために早期の支援が必要と考えます。

次の件について伺います。

ICTの利用の世代間格差が明らかであり、さまざまな町民サービスや行政サービスのICT推進の課題となる高齢者世代の情報格差への対応について。

二つ目は、啓発や周知する出前講座等の開催の取り組みについて。

三番目は、通信事業者と連携してデジタル活用支援員のようなサポーターを養成し、施策として自治会やサロン等での活用ができないか伺います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、情報格差解消に向けた取り組みについてお答え申し上げます。

はじめに、高齢者世代の情報格差の対応についてですが、今、国はデジタル社会の実現に向けて改革の基本方針として、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない人に優しいデジタル化～」を示し、これを実現するため、令和3年度から令和7年度までを「自治体DX推進計画対象期間」として取り組みを着実に進めていくこととしています。

その取り組みの中で生じるであろう「デジタルデバインド」と呼ばれる情報格差につきましては、NPOや地域おこし協力隊などによる地域の幅広い関係者と連携し、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を行うこととされているところです。



そこで、総務省の「平成30年度版情報通信白書」を見ますと、インターネットの利用率は13歳から59歳までが9割以上、60歳から64歳は81.2%、65歳から69歳は67.9%、70歳から79歳は46.7%、80歳以上は20.1%と高齢になるほど利用率は急速に下がっています。

デジタルネイティブと呼ばれる世代は、苦もなくデジタル化に溶け込んでいきますが、60代、70代は押し寄せるデジタル化の波に翻弄されながらも、何とか溶け込もうと努力しているのが実情ではないかと思うところです。

このような中で行政に課せられているのは、情報弱者といわれる層に対し、サービスのデジタル化に対応できるようきめ細かな取り組みです。

その一つとして、現在進めていますマイナンバーカードの取得について、集中申請受付期間なども設けサポート窓口において対応しているところです。将来、このカードがさまざまな分野領域で使用されることとなりますので、まずは取得に向けて取り組んでいるところです。

自治体DXについては、いわゆる法定DXといわれる国主導による自治体手続きのオンライン化・標準化・共通化以外にも自主的DXといわれる部分があり、これは今のところ町民皆さまに直接触れるものではありませんが、現在、内部決裁の電子化やICTによる事務処理の簡素化なども検討し進めているところです。

次に、啓発周知のための出前講座の開催や事業の取り組みについてですが、出前講座は要請により開催するものですので、そうしたご要望があれば出かけてまいります。また、事業展開につきましては、まちなか再生事業に関連し、たびたびお話ししていますように、サツドラが江差町などで行っている「高齢者スマホ教室」などのように、通信媒体に十分対応できる取り組みを検討しているところです。

次に、デンタル活動支援員を養成し、自治会やサロン等での格差の解消を行うことについてですが、これにつきましても国の交付金を活用するなどして、スタッフの要請を検討してまいりたいと考えているところでもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 今、答弁をいただいたわけですが、実は、

この質問をするときなんですけれども、8月10日の道新で高齢者スマホ教室拡充という大きな見出しの、道内で総務省が中心になってということであったんですけども、なかなか年齢的な高齢者に対する情報格差というのがありますけども、地域性もあるのかなということと、あわせて世代間では、やはり今、数字で示されたように子どもたちの時代から若い世代については、かなりの方がそれに違和感なくというか、問題なのは津別町でも人口の割合からいくと、大多数ではないのですけども、やはり70歳だとか、80歳だとか、もっとそれ以上の方もいらっしゃいます。最近いろんなところで、私も同世代の人の中では、結構どんな社会になっていくのか、スマホがちゃんと活用できなければ、大げさに言えば買い物に行っても今までとは違って、現金取引ではなくなっているというようなことを踏まえて、非常に不安みたいなのをもっている方もいます。高齢者が全部だめということではなく、素晴らしい活用をしている方もいらっしゃるんですけども。そこで総務省は令和7年までということと、先ほどの回答の中にもサツドラの実際に江差町でやられているスマホ教室等のお話もありました。でも、もういろんなものが動いていく中で、先ほどの話の中にも一人も取り残さない優しいとかというようなことであれば、早めに取り組む必要があるのではないかとこのように感じて、この質問をすることにしました。

なかなか新聞の記事を読むと、小さなところで、すぐスマホ教室や何かをするということは非常に難しいということも書かれているんですけども、何ていうか、サポーターを養成するための手だてだとか、あるいは業者という言葉はどうかわかりませんが、大手のスマホを扱っているとか、そういう会社に頼んで来てもらうというようなことも出ておりました。なかなか全体的なのではわからないんですけども、携帯ショップのあるところはお店でもやっている、津別町みたいなないところは、やはり全国の数字だと思えるんですけど789市町村がそういうショップがないために、やはり何と言うんでしょうか、そういう関わり方とか、そういう世代について行くというのが難しい、そんなような話もありましたので、これからの事業になるかと思いますがサツドラがということの前に、こういう制度があるということを周知し、計画的に取り組んでいくというようなことなんかもお知らせする必要があるのではないかと考えていますので、そこら辺のところをどのようにお考えかお知らせください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これからパソコンというよりもスマートフォンを所有していくということの拡大というのがだんだん必要になってきているんだろうというふうに思っています。ガラケーといわれる部分も、既に停止している会社もありますし、1番遅くてドコモさんがあと2年ぐらいだと思いますけれども終了するというふうになっています。

スマホはやはりいろんなアプリが入って、しかも音声入力ができますので、いちいちキーボードをたたかなくても、そのままスマホに語りかければその部分の検索はできる、その画面に到達できるという非常に使い方が易しくなっています。各社ともそれに対応するようなスマートフォンがそれぞれ出てきておりますので、そういったものをぜひもっていただくような形がこれから望ましいんだろうなというふうに思います。

今、若い人たちのように、たくさんの容量を使うということは、おそらく高齢者の場合はあまりないというふうに思います。であれば、言われている格安スマホというのがあります。それを使えば大容量はなかなか難しいですけども、月800円前後から、そういうのも出ていますので、そういったことで十分ではないかなというのを考えられるところです。

これから診察だとか薬だとか、そういったものもリモートにだんだん転換されていく時代になっていくと思います。ですから、このスマートフォンというのが、これから必須になってくるというふうに思いますし、見守りなんかも、これにかわっていくということになれば、やはりこれまでの様相がかなり変わってくるのではないかなというふうに考えているところです。

今、持っておられる方も十分活用されている高齢者もいますし、必要最小限これだけわかっていればいいということでやっている方もいますけれども、例えばオレオレ詐欺だとかいろいろありますけれども、そういったところも書面だとかいろんなところで注意喚起をしても、なかなかそれはわかっているんだということになると思いますけれども、具体的にこんな画面とか、こんなふうなものが出てくると危ないですよというようなことだとか、やっぱりその教室の中で具体的にお知らせしていくという

ことが大事かなというふうに思っています。

今、議員がおっしゃられたショップも、だんだんこれから縮小傾向になっていくというのがいわれております。全部リモートで対応するような方向性になっていきますので、かつては北見市内でも随分ショップがありましたけれども、かなりなくなってきていますし、直接面談でいろいろ扱い方を聞いたりする場所が予約制になったりして、非常にすぐにはできないというのもありますので、先ほどの江差町さんの例でも、ドコモさんとサツドラさんと協定を結んでいますので、できるだけそういうスマホの扱い方、さらに少し高度化した部分を楽しみながらわかっていただくという取り組みがありますので、これは何もドラッグストアが津別にできてからの話ではなくて、そうなる前から、やろうと思えばできることでありますので、今どういう形でできるかということは、既に検討を進めておりますので、そういう形でできる限り皆さんがこれからのデジタル化の社会が推進する、進んでいく中で対応ができるように取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 教えるというか、教室を開くということであれば講師の方が必要というようなことで、今、総務省のホームページ何かを見ると、講師派遣を全国展開しているというようなのもありました。ただ、いろんな縛りもあるのかなというふうに思って、やっぱり大手の会社なんかNTTだとかKDDIだとか、ソフトバンク、楽天モバイルなんかは講師を派遣しますよというような取り組みもしているようです。

ただ、遠くから来てもらうとき1時間幾らとか、そんなような単純なものでもないようにも書かれていたかなというふうに思いますが、今の話にありましたように、個人それぞれの何というか、それに対する考え方もあるだろうし、それから、それを使いこなす能力の差等いろいろあるかと思いますが、やはりだんだん年齢を重ねてくると新しいことに対する拒否感ではないんですけども、そういうようなこととかが出てくるので、やっぱりみんなが使えるようになるというような社会になるためには、早目の準備というか、何回かしてあげる、こんなふうに簡単にできるんですよというようなことなんかも、ただこれが全部行政がということではないんですけども、これ

が国の政策として打ち出されているということなので、そういうところに津別町民の方が遅れないというか、それは差があるので何とも言えないんですけども、安心してそういう社会に入っていけるというか、そういうようなことができればいいかなというふうに思っています。

何というか、広い意味での講習なんかは割と高齢者が集まる場というのはおかしいですけども、例えば寿大学ですか、そういうようなところなんかで講座があって、どれぐらいの方が参加されるかはわかりませんが、そんなところのちょっとした時間で、こんなふうな仕組みで、こういうふうになっていく社会になるというようなことをまずお話ししてみるとか、現在持っているものを持参してもらって、次のときには何かできる、ただ、これには人の手がかかるので簡単にはいかないかもしれないんですけども、どんな形で講習したらいいかというのがダウンロードできるようなことも書かれていましたので、そんな取り組みができればいいかなというふうに思いますので、その辺のところをこの1の中で答えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 前に、毎年サラリーマン川柳というのが出ているんですけども、その中に高齢者の関係が時々出てまいります。その中でこんなのがあって、なるほどなと思ったんですけども、「ギガバイト 時給幾らか 孫に聞く」というのがあったんですけども、「ギガバイト」が「アルバイト」のほうに言葉がいつちゃったりしているようですけども、そういう方も確かにいるんだろうなというふうにも思うところでもありますけれども、先だつての日経新聞のほうですけども、来年の春からデジタル給与化が解禁されていくという記事が載っています。今、基本的には給料というのは現金払いが原則になっておりますけれども、例外として口座振込が認められていますので、それに基づいて、今ほとんどの人がそうなっていると思いますけれども、それがデジタル給料ということで振り込まれて、そして、それで活用していくという社会になっていくという記事が載っていました。厚生労働省の審議会のほうでは、当然、受け取る側の労働組合のほうもそこには入っていますけれども、もしその会社が倒産した場合、その給料はどうなるのかという心配事が非常に多かったようですけども、基本的には、今、大手の損保会社を中心に全額保証するようなそういう仕組み

を今検討されているということでもありますけども、そこで合意に至ったということだと思えますけれども、そんな社会がこれからずっと続いていくと、いずれは年金もデジタル年金ということで振り込まれてきます。それをどういうふうに使っていくかというのは、やっぱり仕組みというか、スマートフォンでやるとすれば、覚えておかなくちゃいけませんので、そんなに難しいことではないと思うんですけれども、やはり使い方というのはしっかり伝えていく必要があるかなと思います。

今、社会教育事業のほうで今年度内、令和4年度内に高齢者スマホ教室を予定しておりますので、とりあえずそこで聞いて、参加をぜひしていただいて、楽しく学んでいただければなど。そして、やってみることによって、ここの部分がちょっともう少し強化したほうがいいかなとか、やることによっていろんな課題も見えてくるかというふうに思いますので、それはまた新年度の中で補強していったらどうかと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 社会教育で計画されているということですので、ぜひそういう形を継続して行っていただければというふうに思います。

私自身は高齢者の枠組みの中に入ってきて、このコロナになって随分苦手というか、私なんかはパソコンを使うことはないだろうというふうに思っていたんですが、自分でやっている仕事の報告書が全部パソコンになったり、対面で講座を受けられないということでオンラインになり、それも、たくさんの方が受けるからと変わるんですよ、始めは人数がそうでもないからS k y p e でやりますとか、次になったらz o o m でやりますとか、もうカタカナの言葉がいっぱい来て、やることは同じでも、そういうのを覚える、それは確かにそんなに難しいことではないんですけども、何かきっかけがないと、なかなか新たなことができないというようなこともあるので、そういう社会教育とかそんな中で楽しくできれば、もっともっと利用される方がいるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういう社会になりつつあるんだというようなこと、その覚悟をつけるというか、そういう社会に向かって私もやっていかなきゃいけないというふうな、強制するとかそういうことは難しいと思えますけれども、何年先、こういうような社会になるというようなことを想定して、そして事業展開をし

ていていただけるようにお願いをしたいと思います。

二つ目の出前講座というようなことでお聞きしたところ、出前講座は住民のグループとかそういう人でも頼めば行きますみたいな感じで、以前は出前講座のメニューみたいなものも、今ちょっと見てこなかったんですけども、以前はこんなような感じで出前講座を実施しますというようなこともあったかなというふうに思います。最近、ちょっと私が目につかないのかどうかわかりませんが、あわせてそういうところを開設するというような、だからぜひというふうな形になるような出前講座の周知等も考えていただければというふうに思います。

特に周知も、今、お答えになられたようなことが目に見えるというか、形で実施されていけばいいかなというふうに思いますので、2番目についてはわかりました。

3番目のデジタル活用支援員みたいなことなんですけども、今、社会教育でされるということは、自前のというか、職員で対応されているのか、どこかと連携してされるのか、その辺のところがわかれば教えていただきたいとします。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（谷口正樹君） 今の篠原議員の質問に対してなんですが、今年度、高齢者向けのスマホ教室を開催する予定となっておりますが、今現在、サツドラのほうと協議しておりまして、まだ日程等は決まっていななんですけども、その辺、詳しく決まりましたら広報とかみどりの清流を通じて皆さんにお知らせしていきたいとしますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 今、サツドラと交渉ということなので、外部の方もいらっしゃるというふうなことです。決まり次第というか、あまり寒くならないような出やすい時間帯とか、日程になればいいなというふうに思いますので、ぜひ進めていていただきたいとします。

スマホ関係は一応終わりにして、次に移りたいとします。

二つ目の質問については、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株からの話なんですけども、オミクロン株B A. 2系統から、さらに感染力の強いB A. 5系統に置き換わり、WHOの集計では8月29日から9月4日までの1週間、新規感染者数が日本

は前週に比べて7%減ったんですが、111万4,787人にのぼり7週連続で世界最多になったという、ちょっと違う資料で見たので、これはそういう数字が載っていました。

そこで質問なんですけども、オミクロン株によるまん延状況の緩和、それから感染拡大を防ぐための抗原検査キットを配布することになっているというのは承知しています。今後の取り組みについて伺います。

二つ目は、ワクチン接種の遅れている層への接種推進に向け、有効性、安全性等の情報発信を高めワクチン接種を進めてはどうかというのが2点目です。

一応、2点について伺いたしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、新型コロナウイルス感染症第7波と今後の感染予防についてお答え申し上げたいと思います。

はじめに、抗原検査キットの配布方法についてでありますけれども、本定例議会に提出の補正予算可決後、準備ができ次第配布を行うこととしております。

配布対象者は、コロナウイルスの感染に不安を感じ検査を希望する無症状の町民の方、事業所内の従業員にコロナウイルスの感染者が確認され、感染拡大防止のため感染者と接触のあった従業員に対し検査を希望する町内の事業者、そのほか帰省等により来町される親族等を対象としています。

配布方法は、検査を希望される方が役場の平日の勤務時間内に総務課総務係に電話で申し込みますと、住所、氏名、連絡先の電話番号、申し込み理由、これらをお聞きした上で検査キットの受け渡し方法をお伝えします。受け渡しは庁舎内での感染防止のため職員玄関側の駐車場でドライブスルー方式により行います。

配付物は、抗原検査キットと簡易取扱説明書のほか、検査キットを使用するにあたっての注意事項として、検査する適切な時期や、検査結果が陽性になった場合の対応などを記載したものを説明の上お渡しすることとしています。

次に、ワクチン接種が遅れている世代への有効性、安全性等の情報発信についてですが、本町のワクチン接種状況は、3回目接種までで65歳以上の高齢者が91.9%、64歳以下が75.2%、全体では83.1%となっています。また、4回目の接種については、基本的に60歳以上が対象となりますが、9月5日現在79.1%の接種率となっています。



また、5歳から11歳までの小児接種は、2回目までで54.6%となっており、これらの接種状況は、国、道、近隣市町と比較しても高い率となっていますことから、接種が遅れている層（世代）という表現は、本町においては当てはまらないのではないかと認識しているところです。

また、有効性、安全性等の情報発信については、これまでも国の示すデータや資料を接種券とあわせて提供しており、結果として、高い接種率になっていることもありますし、接種するしないは大変デリケートな部分でもありますので、1自治体独自の情報発信はせず、これまで同様の取り組みを進めてまいる考えです。

今後も、オミクロン株対応ワクチンの追加接種のみならず、通常の1から2回目の初回接種や、5歳から11歳までの小児向けの3回目接種、生後6カ月から4歳までの乳幼児向けの1から2回目の初回接種が予定されておりますし、その後につきましても終息の見えない中では、ワクチン接種の将来像も見通せませんが、町民生活の安全安心と健康維持のため、全庁的な取り組みとして進めていく所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま答弁をいただきました。今定例会が終われば、抗原検査キットも順次配布するというふうなお答えだったわけですが、そのときの以前も町の薬局で私も6月に抗原検査を受けて出かけたんですけども、そのころから見ると、その後というか、7月から8月にかけて津別町で非常に多くの方が罹患されたというか、そういう状況がありました。

そこで、国のを見ると8割ぐらい受けているということ、ただ、この世代というふうに思ったのは、実は、その増えたときに、こども園を中心というふうに聞いたので、子どもの接種というのは国でここまでが何回、ここからがというようなことがあるということもわかって、とりあえずは、まずはその高齢者というか、65歳以上のとか、それから以下の方は持病があったりとか、そういうような方を中心ということなので、接種率はこれでも確かにほかから比べると非常に高い、それで実際に、その罹患された方の年齢別とか世代別というのがよくわからないのですけども、津別町においては、聞こえてくることなので、どのぐらい正しいかどうかはわからないんです

けれども、大人というか、高齢者の方が多いよりも、何か小学校とか幼稚園とか、それは親からなのかどうか細かな追跡とかそういうのができなくてわからないんですけども、幼児というか、その接種率が54%ぐらいだからうんとかかったのか、そんなようなことがあるのかどうか、現実に3回接種を受けても、有名なというか、そういう方もかからないという保障がなく、もしコロナにかかっても軽症で済むというふうなことがあってのことかどうかわかりませんが、私はこの中で、特に症状が軽いことによって安心感というのか、コロナが最初日本でというかきた時のデルタ株、その時のコロナの症状は非常に何というかショックを受けるような、もうコロナにかかったら生きていられないんじゃないかみたいなのがしばらくあって、それから、このオミクロンは軽くて、かかっているんだか、かかっていないんだかわからないとか、そういう中で増えていっているんじゃないかというような専門の方の話もあるように聞いております。

それで、いずれも強制できるものではなく、5歳以上から11歳、それぐらいのところも、つい先ごろ努力義務みたいになったというのも見かけたんですけども、そのところで本町においては何と言うか遅れている層というのは当てはまらないというふうなご回答だったんですけども、できるだけ小さい子なんかも、十分、安全性とかそういうものを訴えながら、かからないような方法になっていけばいいなという思いです。

高齢者と言われているところでは、もう98%とかそういう大きな数字で、そこは安全なかなというふうに思いますけども、いろんな世代の人が入り混じっているというふうなことを考えたときに、どうなのかなというふうに思いまして、そういう層が遅れているのではないかという言い方を私はしたわけですけども、それが区切りがいろいろあって、わからない状況でもあるんですけども、小さい乳児や何かにもきちっと検査もできるように対応していただければなというふうに思っています。

ちょっと前後したんですけども、抗原検査の配布等についてはちょっと下にいきましたけど、方法、この定例会が終わった後、どんな形で受けられますというような手順というか、今、電話をしてくれればということでしたんですけども、定例会が終わったときに、抗原検査を希望者に配布できますよというふうなお知らせというの

はどういう形でされようとしているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（松木幸次君） 今のところ9月下旬から配布を開始しようと思っておりますけれども、まず準備ができ次第、ホームページで公表していきたいと思っております。

それと10月号の広報で記事として載せて周知をしたいと今は思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 広報、まずはホームページが一番早いのかなと思いますけれども、きちっと周知されるようにしたらいいかなと思います。

6月の段階での検査は、なかなか津別町でやっているというのをを見つけるのに非常に苦勞するような方法でしたので、今回は、そういうふうにやられるのであれば、きちっと町民の方に届くようにしていただければなと思います。

それから、検査の方法なんかですけども、これは年齢というか、もう下火になっているから、そんな細かなことまで必要ないのかもしれないけれども、津別町に在住する何歳以上の方は、先ほど言われたような理由で抗原検査キットを配布できますというふうなお知らせになるのかどうか、その辺だけ教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（松木幸次君） どなたでもというか、連絡をいただければ配布するようなことにしております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 1番のところについてはわかりました。

2番目の世代間のところは、ちょっと見方が違うと、そういう層が多いとか少ないとかということになろうかなというふうに思っていますので、国の年齢の制限というか、今回のワクチンは何歳から何歳とか、そんなような区切りもあるように聞いておりますけれども、やはり長引いてきているので、その辺のところも何て言うか、受けるときには結構細かいいろんなものを見てきたんですけども、もう2年以上このコロナと付き合ってきていると、防ぎようというか、もう最近なんかは、前はすごく恐怖感が出てくるような報道も結構たくさんあったかなというふうに思いますけれども、

最近なんかは、大分人数が落ち着いてきたせいか、前の週よりも多くなかった場合には従来の予防、そういうようなものに徹してくださいみたいな、3密を避けるだとか、換気をするとか、そんなようなことになってきているので、私たちも場合によっては収束するのではないかというような淡い期待もあるのですが、そういうふうに見ていると、また若干増えたりとかそんなような中で、今回書いてはいなかったんですけど、最近またワクチンもオミクロン対応のができるというような報道があり、5回目の接種の話も最近ニュースによく出ています。確定したものはないんですけども、今段階で津別町も4回目がまだ進行形なのは承知していますが、もうそれが何カ月となると、年末年始に増えるんじゃないかというような報道もあったりして、非常にそういう記事だけを拾って読むと不安というか、そういうものもありますので、安心だよとは言えないまでも、どんなふうにウィズコロナというか、どんなふうに関わっていくのかというのは個々人のことになるかなと思いますけれども、現状、知り得ていることとか、見通しがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ご質問に対してですけれども、先だつての両委員会でもお知らせをしたところでありますけれども、まだ報道以上のものはないという部分はありますけれども、本日、この議会が終わった後、午後に全国のオンライン説明会がまたあったりして、日々刻々状況は変わっているというような状況です。

このオミクロン株対応のワクチンというのも、もう既に接種が20日から始まるという報道がありますとおり、ワクチンの供給があり次第、津別も進めていくということで、今、準備を少しずつ進めているところになりますけれども、具体的にはこの前もお話ししましたが4回目接種を終えた方も対象になりますし、3回目で終わっている60歳未満の方も対象になりますし、2回目でやめてしまったという方ももちろん対象になるというようなことで、対象の方が多岐にわたるので、その接種券の送り方についても、かなり複雑になります。

国は、この人たちには送らなくてもいい、この人たちには送ってくださいというようなものもあるんですけども、津別の場合はより丁寧にというか、ほとんどの方にもう1回送りましょうということで、その時にワクチンの接種を勧めるようお願い

も進めていきたいなというふうに考えています。

具体的には、前回のワクチンが終わってから、今のところ5カ月後ということを言われていますので、逆に若い世代のほうが早く打てるかなという見込みでいます。そうしたらワクチンの供給があり次第ということですので、今、津別病院とも協議を進めながら準備をしようと思っっています。

1番問題なのが高齢者の方の4回目接種が終わった方々が、何カ月の間隔でできるのかというところなんですけれども、現状は5カ月ということでは言われていますけれども、これを3カ月に短縮するということが今取り沙汰されています。そんなようなことで、何とか年内にほとんどの方が打ち終えて、年末年始の人が行き交う時には、数多くの方がワクチン接種が済んだ状況にしたいというのが国の考えであるようであります。

ただし、そのワクチンがちゃんと供給されるのかどうかというところであるとか、まだ見通せない部分がありますので、そういったところが明らかになり次第、皆さんにお知らせしながら接種券も配布して準備を整えながら進めていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 今、課長さんが言われたとおり、もうちょっと詳しいいろんな情報がきっと手元にあるんじゃないかというふうに思いますけれども、これを機会にほかの町のも見たんですけど、なかなか5回目の話が出てきて非常に難しいというようなことも承知しています。

ただ、4回目を早く打ってしまってオミクロンでなかったとか言っている人も現にいるようにも聞いています。どちらも非常に難しいことですが、必ずというか、それもどんな状況になるかわからないんですけども、年末年始に向けて非常に何かいろんな対策が講じられているというのも、私は特別じゃないですけども、普通の報道されるものを読んだり聞いたりしている範囲ですけども、非常に最初のデルタの時期と違って、何もしないまま検査も受けず知らないうちにかかって、知らないうちに治っちゃっているみたいな人が結構いるんじゃないかということもあるようにも聞いています。正しいかどうかあれですけども、そんなようなこともありますので、今回

また個人に出される何かに、いろいろ町が接種券とあわせていろんなことを書かれてきているものに、今のところそういうのはないんですけども、やっぱりいろんな報道があったりする中で、不安に思っている方が非常に多いということなので、4回目を今終えている人というのは、早目に接種しなきゃいけないと言われるよう、何とか注意層であるということは間違えないので、その辺のところを加味した上で進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

何かあればお聞きしたいと思いますが、コロナに関する質問等も今回初めてではないんですけども、もうずっと係わってきているけども、何かその都度、その都度いろいろ変わってきているとか、なかなか収まらないというような状況があって、ただ重症化しないというようなことなんですけども、やっぱり毎日のように亡くなる方も結構な数字に、これだけ罹患されると多くなってきているんじゃないかなというようなこともありますので、今後とも注意深くとか、そういうふうな情報とか、上手に流していただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

新しいものに向けてありましたら、なければこれで終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今日の日本経済新聞の朝刊ですけれども、そこにWHOのテドロス事務局長の記事が載っておりました。

その記事には、ゴールが見えてきたと。そして勝利できる状態にあるという表現をされて談話が発表されているようでありますけれども、いわゆるパンデミックに対する事務局長として、WHOのもの見方はそういう状況になってきていると。

ただ、次のパンデミックに対応するためにワクチン開発と接種体制の継続は欠かせないということが追記されているわけですけども、こういうことだというふうに思います。こういうものにあわせて、国のほうも対応策をとっていますので、それを市町村に協力してほしいということで、国民の命を守るために、そういうことで厚生労働省を中心に流れてきますし、そしてワクチンというものも配布されてきますので、それを粛々と町内において進めていくという形になっていくんだらうというふうに思います。

そのテドロス事務局長が落ち着いてきているということでもありますけれども、議員が最初にお話されたように、7月の中旬、日本で世界一の感染者ということになったということです。ちょうどそのころ、津別も一番大きな多数の感染者が生じた時点にあります。

その後、毎日また報道されておりますけれども、赤かった数字が青に変わってきて、同じ前の週よりこれだけ下がってきたということで、また低下の方向にずっと向かっているなというふうに見られますけれども、やはり次のパンデミックに備える準備も必要なのだろうというふうに思っていますので、情報が国から本当にたくさんまいりますので、かみ砕いて吸収しながら対応していきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 11 時 5 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

### ◎同意第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、同意第3号 津別町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤康広君） ただいま上程となりました、同意第3号 津別町教育委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。

現教育委員の中で、松田真理氏の任期が本年9月30日をもって満了となりますが、改めまして松田真理氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

松田氏は、平成 20 年 9 月より 14 年間、教育委員会委員を務められ、経験も豊富であることから適任であると判断させていただいたところでございます。

なお、住所及び生年月日は議案書に記載のとおりであり、任期につきましては、令和 4 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 4 年間となります。

以上、ご説明とさせていただきますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

#### ◎諮問第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて、説明をさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づきまして、町長が議会の意見を聞いた上で推薦を行い、法務大臣が委嘱するものであります。

本町では、現在 3 名の方が人権擁護委員として委嘱されておりますが、そのうちの 1 名、布瀬勝明氏が退任の意向を示されたことから、その後任の候補者を推薦するものであります。



候補者として推薦する方は、新任となります松田真理氏で生年月日及び住所は議案書に記載のとおりです。

松田氏は、平成20年から教育委員会委員を務め、多大なご活躍をされている方であり、同意第3号でさらに活動いただきたく同意をいただいたところでもあります。その間、社会を明るくする運動等を通じまして、人権問題に見識が豊かであり、本人からも人権擁護に対し関わりたい意思を示していただいておりますことから、その豊富な経験をもって、まさに適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

なお、教育委員会の教育委員と法務省の人権擁護委員につきましては、兼職等について特に問題はないことを申し添えます。

また任期につきましては、令和5年1月1日からの3年間ということを予定しております。

以上、説明を申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論を省略し、これより諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、適任であると答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は適任であると答申することに決定しました。

#### ◎議案第44号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、第44号 津別町木質バイオマスセンター条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第44号について

てご説明申し上げます。

説明資料の1ページをご覧ください。

制定理由としては、津別町木質バイオマスセンターの新設によるもので、条例概要としては、設置及び管理等について必要な事項を定めております。

条文について説明します。

第1条は、この条例の趣旨であり、バイオマスセンターの設置について規定する事項を定めるものです。

第2条は、この条例に使用するセンターの名称及び位置について規定しており、名称は津別町木質バイオマスセンター、位置を津別町字達美 213 番地 1、既設の木質ペレット製造施設の隣接となります。

第3条は、使用の目的について、林地残材を主原料とする木質チップ及びまきの製造と販売を主な目的として規定しています。

第4条は、指定管理者による管理について、センターの管理を指定管理者に行わせることを規定しています。

説明資料2ページに移ります。

第5条は、指定管理者が行う業務を規定しています。

第6条は、利用料金について別表に掲げる単価に基づき、購入者が利用料金を支払い、その売上金を指定管理者の収入として収受させるものです。

また、指定管理者は、町長が別に定めるところにより、利用料金を減額または免除することができることを規定しております。

第7条は、この条例の施行に関する必要事項を規定しています。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するということとしております。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明しました内容について条文としたものです。

以上、議案第44号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） 木質バイオマスセンターに関しては、一般質問させていただいていますので、これ自体は賛成なんですけれども、一つ確認をさせてください。

3条で使用の目的ということで、（1）林地残材を主原料とした木質チップ及びまきの製造となっていて、（2）で前号に規定する木質チップ及びまきの販売となっているのですが、これの林地残材、これ確か以前にお聞きしたときに、確保するのがなかなか難しいのかなというのがありましたけれども、その辺、見通しはどうなっているのか、そのあたりあればお話をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） それでは私のほうからお答え申し上げます。

現計画におきまして、林地残材も含めまして活用するというふうな形で計画をしております。

具体的な数値でございしますが、原木の消費量を令和9年目標年度で4,242立方を使用する計画となっておりますが、その中で山から出てくる低質材、追い上げ材、末木、枝条等々を活用していくというふうなところと、加えまして河川や農地等の隣接の山々から出てくる木等々も活用する、また加えまして、先日行いましたウッドロスマルシェなど、町民の方々から木を供給していただくというふうな中で材料の確保については可能だというふうに判断しております。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） 一つだけ確認させてください。

そうすると、あんまり今のところ計画上は、例えば製材にするような木をつぶすという形のものは、計画的には考えていないということよろしいのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） はい、そのとおりでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 第6条で利用料金を設定しているんですけれども、聞くと、まきの価格を定めた、どのような根拠でこの値段にしたのか。また想定される原価は

どのぐらいなのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） お答えいたします。

まずチップの価格設定でございます。こちらにつきましては、灯油価格から基づくもので、灯油を1リットル120円と設定した場合、同じ量のカロリー計算でいきますとチップは3立方を使うというような計算になりますので40円という設定をしております。

まきにつきましては、それぞれ十数カ所に価格調査を行いまして、市場価格に基づくものから計算しているところです。

原価につきましては、ちょっと資料がないんですけども、申し訳ありません、原価についてはお答えを控えさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 灯油価格が現在120円というのは、これずっと続くかどうかはわかりませんが、かなり高くて、ここに合わせると木質チップが下がってきたときに、木質チップの単価のほうがかなり高くなってしまいうということで、普及させていくのには、ちょっと足かせになる恐れがあるかなというふうに感じたものですから、よその自治体であまり木質チップを販売している例がないので、私もこれが相場かどうかというのはわからないんですけども、あと利益率というか、コストのこともありますけれども、1回決めたらなかなか変えられないものですから、この40円が適当かどうかということも私自身も判断する材料がなくて、この議案を見たときに一体どうなんだろうなと思ったんですけども、その辺、担当課長補佐として感覚というか僕らよりも多分情報を持っているとおもうので、この値段が妥当かどうかということの実感をちょっと教えていただければと思います。

まきは高いなと思ったんですけども、各市場を調査してこれぐらいだということなら、それはそれで私の感覚がずれているというだけで問題はないのかなと思いますけど、ちょっとチップに関しては、結構チップはペレットから比べたら燃えるのも早いのかなと思って、もうちょっと単価は安いのかなと思ったんですけども、その辺含めて教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） お答えします。

すみません、条例の説明のところでは若干説明が不足していた部分がございます、第6条の3につきまして利用料金を範囲内として、町長が別に定めるところにより利用料金を減額あるいは免除できるような形になっております。ですので、ここでお示しします立方当たり40円と2万5,000円につきましては、上限額というような形と扱いというような形になります。ですので、こちらにつきましては、あくまでも40円というのは、今のところ上限額というような考えで、それぞれ市場の価格に応じてその部分でセンターと協議の上、町で決めたいというふうには考えております。

続きまして、まきの価格なんですけども、同じく12の森林組合やあるいは民間等の価格、そして、それぞれ樹種によっていろんなものがあつたり、あるいはミックスしたりとかということで、いろいろ価格には差があるのですけども、高いもので、やはりかなり高額なものもありますし、逆にかなりカラ松とかそういったもので割と集めやすいものであれば単価が安くなるというようなことで、こちらのほうも含めて価格を検討していきたいというふうには考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 1点だけ確認したいのですが、他の事業体、森林組合等も林地残材を中心に原材料を集めてまきとしているのでしょうか、それとも間伐材とかもうちよっとコストの高いものを使ってまきにしているのか、そこだけ教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 価格を調査したところで、特にバイオマスをやっているというのは、特化しているものからとっているわけではありませんので、まきを専門にやっている業者、あるいは森林組合等から価格を調査しているような内容となっております。

以上です、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 第6条の利用料金のことについてお伺いしたいと思います。

ここに二通りの利用料金表が出ておりますけれども、まきの立方メートル当たりの単位になっておりますけれども、販売するときどういう形でこの立方メートルを計算して売するのか、それあたりについて具体的にもしわかればお伺いしたいのと、通常、立方メートルといったら重量換算すると約どれぐらいになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） お答えいたします。

まず立米当たりの売り方なんですけど、まず基本的には公平性を図るために、金属製の鉄等を用いて、そこにどれだけ入るかという形で計って販売するようなことが想定されます。ちょっと具体的な販売方法等はまだ確定していませんけど、そういうような形で、きちんと測定するような方法を用いて販売したいと思っております。

すみません、ちょっと今、計算が間に合わないんですけども、トン当たりで考えますと立米におよそ木質の場合 0.8 を掛ければ、およその体積からトン数が計れるかと思っておりますので、ちょっと今計算します。

失礼しました。計算方法をちょっと別に定めておりまして、2.7立方で1トンになるような計算になります。

失礼しました、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 通常、家庭で使われると思っておりますけども、このまきの形状というのはどういう形にして販売するのか、それで1立方メートルで換算すると当然零点何トンと、いわゆる800か700かそのぐらいだと思いますけども、2万5,000円で灯油から換算すると250リットルぐらいになるんですけど、それと比較すると高いような気がしますけども、それあたりについてももう少し精査して、おそらく家庭で使うのが主になると思っておりますので、細かいそれあたりを説明できるものをやはり用意してお答えしたほうがよろしいのではないかなと思っておりますので、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ありがとうございます。先ほどご説明しましたとおり、第6条の3によって2万5,000円を上限額とさせていただきますので、今後もう少し勉強いたしまして、その部分を精査して、バイオマスセンターを管理する者と協議の上決めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第45号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第45号 津別町議会議員及び津別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（丸尾達也君） ただいま上程となりました、議案第45号についてご説明いたします。

条例の一部改正につきまして、資料によりご説明いたしますので、資料の3ページをご覧ください。

本条例の改正理由としまして、物価変動等に伴い公職選挙法施行令が改正されたことから、国に準じて本条例に定める公費負担限度額について選挙運動用自動車の借入単価の引き上げ、選挙運動用自動車の燃料単価の引き上げ、選挙運動用ビラの作成単価の引き上げに必要な改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。改正箇所につきましては下線を引いた部分となります。第4条第2号アに規定する選挙運動用自動車の借入単価を1万6,100円に改め、同号イに規定する選挙運動用自動車の燃料単価を7,700円に改めます。

続きまして、第8条に規定する選挙運動用ビラの作成単価を7円73銭に改めるものです。

それでは議案書にお戻りください。

ただいまご説明しました内容につきまして、改正条文として整理したものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第45号の内容についてご説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。



したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 46 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 46 号 津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第 46 号についてご説明申し上げます。

説明資料の 6 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、人事院の意見に伴い改正される国と同様の措置を行い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層図るためであります。

改正内容は①から③の 3 点になりますが、概要につきましては 13 ページでご説明いたしますので、13 ページをご覧ください。

1 点目は、育児休業の取得回数制限の緩和であります。現行では出生後 8 週間以内の育児休業及び 8 週間以後の育児休業の取得は原則 1 回でありましたが、改正後では、印刷が薄くてちょっと見えにくいですが、8 週間以内、8 週間以後ともに原則 2 回まで取得を可能とするものであります。

2 点目は、非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和であります。

内容は記載のとおりでありますけれど、概要は非常勤職員が子の出生後 8 週間以内の育児休業を取得するには、現行では、子が 1 歳 6 カ月になるまでの任期が必要でありましたが、改正後では子の出生から起算して 8 週間と 6 カ月経過するまでということで、子が 8 カ月になるまでの任期があれば取得が可能となるものであります。

3 点目は、非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化であります。

現行では 1 歳到達日の翌日を初日とする育児休業のみ取得可能でありましたが、改正後では、配偶者が 1 歳以降も引き続き 1 歳 6 カ月までの子を養育する育児休業をしている場合には、その配偶者の育児休業の末日の翌日以前の日を育児休業の初日とす

ることができるようになります。このことによりまして、夫婦交替での育児休業の取得が可能となるものであります。

以上が改正の概要であります。いずれも職業生活と家庭生活の両立を図るために育児休業を取得しやすくする改正であります。

資料の6ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容が2の改正内容で、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたため、この条例で定める部分について条文改正をするものであります。

新旧対照表の各条文の詳細な説明につきましては省略をさせていただきますが、6ページの第2条第1項第3号の改正については、8ページの上段までわたりますが、先ほど説明をいたしました2点目の非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和に関するものでございます。

8ページの第2条の3、第1項第3号から、10ページの第2条の4の改正については、3点目の非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関するものであります。

11ページの第2条の5は、文書構造の変更に伴い第3条の2へ規定をするものであります。

第3条及び12ページの第10条第1項第6号の改正は、先ほど説明いたしました1点目の育児休業の取得回数制限の緩和に関するものであります。

議案にお戻り願います。

議案第46号の改正条例につきましては、ただいまご説明いたしました内容を条文化したものであります。

附則で施行期日は令和4年10月1日からとするものであります。

また経過措置として、条例施行前に育児休業等計画書を提出している職員に対しての経過措置を規定するものであります。

以上、議案第46号の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第47号

○議長(鹿中順一君) 日程第9、第47号 津別町堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(迫田 久君) ただいま上程となりました、議案第47号について説明申し上げます。

津別町堆肥製造施設は平成13年に整備され、現在、津別町農業協同組合が指定管理者となり粉碎バーク等堆肥を製造しておりますが、近年の燃油等の高騰に伴い、製造原価が販売対価を上回ることから単価の一部改正を行うものであります。

説明資料14ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、前段申し上げたのですが、燃料高騰等に伴い堆肥製造原価が上昇したためであります。

また、あわせまして一部の表記について改正するものであります。

改正内容をご説明申し上げます。別表(第5条関係)堆肥等利用料金単位について、

単位を記号表記から立方メートル表記に改めます。

単価につきましては、区分、堆肥センター積込渡し単価を 1,600 円から 2,000 円、指定場所までの輸送費を含む単価を 2,200 円から 2,800 円、指定場所までの輸送費と散布費を含む単価を 2,500 円から 3,200 円に改めるものであります。

議案に戻っていただきたいと思えます。

ただいまご説明申し上げました内容につきまして条文化したものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、議案 47 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 47 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 48 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 48 号 令和 4 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 48 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出において、給与費について標準報酬月額定時改定及び3年に一度の退職手当組合事前納付金の精算などの精査、8月22日開催の第7回全員協議会で協議させていただきました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金令和4年度分を活用した各種の支援事業。大通・幸町地区コミュニティ施設大通棟の整備に係る増額などを中心に補正予算を組ませていただきました。

一般会計の給与費の補正額につきましては、合計で1,156万5,000円の増額となります。

なお、特別会計につきましては、補正額が少額のため今後に予定される人事院勧告による給与改定時にあわせて補正を行うこととしております。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ5億19万3,000円を追加し、補正後の予算総額を78億5,569万円とするものです。

第2項及び第2条以降につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので7ページから8ページをお開きください。

なお、給与費については、冒頭に説明したとおりですので、各款項における説明は割愛させていただきます。

また軽微な補正内容及び財源内訳のみの補正につきましても説明を割愛させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、下段の総務管理経費は9ページから10ページをお開きください。コロナウイルス感染症の検査キット等の購入を予算流用にて対応したための流用元補填で、あわせて89万5,000円の増額です。電算化推進経費は、庁舎の非常時遮断防止用無停電電源装置等の購入、ネットワーク強靱化機器の更改に係る負担金を主な内容として118万8,000円の増額です。項2地域振興費、目1企画総務費、地域おこし協力隊事業は、地方公務員等共済組合法の改正による被

用者保険の適用対象の拡大に伴う関連経費の増額、まちなか再生事業は 11 ページから 12 ページをお開きください。今後の事業推進の協議のための旅費、大通棟整備に係る資材費等の高騰に伴う公有財産購入費で、合計 3 億 2,300 万 7,000 円の増額です。目 2 企画開発費、森の健康館管理業務は、コロナ臨時交付金を活用した換気機能付きエアコンへの取り換え修繕、設置後 26 年以上経過し、安全性が憂慮される高圧気中開閉器及び高圧ケーブル交換工事で、合計 1,582 万 9,000 円の増額です。目 3 企画振興費、多目的活動センター管理運営経費は今後の施設営繕見込みと、トイレ洗面台自動水栓の修繕を予算流用にて対応したための流用元補填で、あわせて 32 万円の増額です。体験交流施設管理運営経費は次ページにわたりますが、コロナ臨時交付金を活用した換気機能付きエアコンへの取り換え修繕等で 405 万円の増額です。中段の項 3 徴税费、目 2 賦課徴収費の賦課徴収事務経費は、予定納税分の還付額の増により増額です。

15 ページから 16 ページをお開きください。中段下の款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、下段の障害者総合支援事業経費は、補装具給付費の対象者の増により 125 万円の増額。17 ページから 18 ページをお開きください。過年度事業超過交付返還金で 390 万 5,000 円の増額です。介護保険事業特別会計繰出金は、令和 3 年度の低所得者軽減負担金の追加交付で増額です。重層的支援体制整備事業は、過年度事業超過交付返還金で増額です。社会福祉事業所燃料・物価高騰等対策経費は、コロナ臨時交付金の活用による町内社会福祉事業所への事業継続支援金で増額です。下段の目 5 老人福祉費の老人福祉扶助費等は次ページにわたりますが、住民税非課税の高齢者及び障がい者世帯に 1 世帯当たり 1 万 2,000 円を給付する、北海道の物価高騰に対する影響緩和策で対象を 330 世帯と見込み 396 万円の増額です。介護サービス支援事業は、いちいの園に対する設備修繕の補助で増額です。人材活用センター助成経費は、現在、業務で使用している 1 トントラックが 20 年以上経過し、老朽化による不具合が生じていることから、新規車両のリース経費を補助するもので 18 万 6,000 円の増額です。高齢者生きがい活動促進事業は、社会福祉協議会が実施する高齢者の社会参加役割創出に資する活動等を支援するトンネル補助事業で増額です。目 8 後期高齢者医療費、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、事務費繰出金です。21 ページから 22 ページになります。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、児童手当等扶助費は過年度事

業超過交付返還金で増額。子ども・子育て支援事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係るこども園への保育対策総合支援事業費補助金及び過年度事業超過交付返還金で417万3,000円の増額。子育て世帯への臨時特別給付金事業は、過年度事業超過交付返還金で増額です。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費は、こども園において、感染拡大の防止を図るために特例的に実施した大規模検査に係る支援金で、コロナ臨時交付金活用事業となります。

23 ページから 24 ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の感染症対策経費は、コロナ臨時交付金を活用した感染症の検査キットの購入経費です。

下段の款6農林業費、項1農業費、目1農業委員会費は次ページになります。農業委員経費は、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業を活用し、農地の集約化や農業委員の情報収集等の効率化を図るためのタブレット端末の購入及び関連経費で、25万円の増額です。目3農業振興費、その他農業振興対策経費は、農業生産法人経営推進事業補助金等交付要綱に基づく補助金の増額。鳥獣被害防止総合対策事業は、エゾシカ捕獲頭数の増加を見込み150頭分の増額。持続的畑作生産体系確立緊急対策事業は次ページをお開きください、省力作業機械導入に対するトンネル補助事業で増額です。目4振興事業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、恩根地区水道に係る計装機器、管路等の更新に向けた機能診断調査等で増額。農地耕作条件改善事業は、共和地区の農業用排水路の更新に向けた調査測量で増額となります。項2林業費は29ページから30ページをお開きください。目2林業振興費の林業振興対策補助費等は、コロナ臨時交付金を活用した造林事業者などへの支援で500万円の増額です。二つ下の木材工芸館・体験工房管理経費は、キノスの換気窓開閉装置の修繕を予算流用にて対応したための流用元補填となります。森林環境譲与税活用事業は次ページにわたりますが、愛林のまち私有林整備事業で補助対象事業の拡大等により2,250万円の増額です。

款7、項1商工費、中段の目2商工振興費、商工振興補助費等は、負担金で予算計上済みのお買い物割引券発行事業（第7弾）に1人1シート分を上乗せする経費、補助金で原油高騰対策支援金給付事業の継続及び好評を博しているつべつ宿泊キャンペ

ーン事業の増額で、いずれの事業もコロナ臨時交付金を活用し、合計 1,450 万円の増額です。目 3 観光費、峠展望施設管理経費は、自閉式水栓取り替え修繕等を予算流用にて対応したための流用元補填となります。

35 ページから 36 ページをお開きください。款 9、項 1 消防費、目 2 災害対策費、防災対策経費は、コロナ臨時交付金を活用し感染症対策として簡易式トイレや大型扇風機などの避難所物品を購入するもので、97 万 9,000 円の増額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、下段の目 2 事務局費は 37 ページから 38 ページをお開きください。中段の教育委員会事務局経費は、教育相談員について地方公務員等共済組合法の改正による適用対象の拡大に伴う増額。津別高校振興対策事業は、海外研修の中止及び教科書等補助金額の確定により 420 万 9,000 円の減額です。39 ページから 40 ページをお開きください。目 3 義務教育振興費の外国語指導助手招致事業経費は、教育相談員と同様に地方公務員等共済組合法の改正による増額です。目 4 スクールバス運行費のスクールバス経費は、スマートフォンやパソコンからの予約を可能とする予約システム導入に係る関連経費で 73 万 4,000 円の増額です。項 2 小学校費、目 1 学校管理費は次ページをお開きください。小学校施設管理経費は、今後の施設営繕の見込み、消防設備機器類の更新などで 70 万 1,000 円の増額です。目 2 教育振興費の就学援助費、その下のその他小学校教育振興費は、コロナ臨時交付金活用事業で 10 月からの下期分の給食費免除に伴う減額です。項 3 中学校費、目 1 学校管理費は 43 ページから 44 ページをお開きください。中学校施設管理経費は、体育館の音響設備の更新及び消防設備機器類の更新を主な内容として 93 万 2,000 円の増額です。目 2 教育振興費の就学援助費は下期分の給食費免除に伴う減額。その他中学校教育振興費は、臨時教職員について地方公務員等共済組合法の改正による増額と、次ページになりますが、給食費免除等に伴う減額となります。項 4 社会教育費は 47 ページから 48 ページになります。目 3 会館管理費、図書館施設整備事業は図書館備品で 2,765 万円の増額です。項 5 保健体育費、目 2 体育施設費のグレステンスキー場管理経費及びその下のトレーニングセンター管理経費は、今後の施設営繕等に不足が見込まれることから増額です。49 ページから 50 ページをお開きください。目 4 学校給食費、学校給食食材経費はコロナ臨時交付金を活用した下期分の給食費免除に伴う財源充当の補正となります。給食



センター運営経費は、消防設備機器類の更新で増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金の更生医療給付費は、透析治療対象者の増加に伴う増額、補装具給付費は、支給対象者の増加により増額です。項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、補助分をあわせ5,184万8,000円の増額です。目2 民生費国庫補助金は、それぞれ歳出で説明した事業に対する補助金で増額です。

款15 道支出金、項1 道負担金、目1 民生費道負担金は、国庫負担金と同内容による道費負担分で増額です。項2 道補助金、目2 民生費道補助金、北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金は、現在、取り組み中の国の総合緊急対策事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業に対する北海道の上乗せ補助で、対象世帯に対し子ども1人当たり1万円の給付金を支給するもので、25万円の増額です。

なお、歳出については、現計予算で対応可能な見込みとなっております。

高齢者世帯等生活支援事業費補助金は、歳出で説明した事業に対する補助金です。目4 農業費道補助金の農業費道補助金は、それぞれ歳出で説明した事業に対する補助金で増額、林業費道補助金は木質バイオマス供給施設整備事業の補助交付額の内示により減額です。

款18 繰入金は5ページから6ページになります。項1 基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、まちなか再生事業及び図書館施設整備事業に係る増額。地域振興基金繰入金は、森の健康館高圧気中開閉器及び高圧ケーブル交換工事の増額と、津別高校振興対策事業の精査により158万円の減額。森林環境譲与税基金繰入金は、愛林のまち私有林整備事業及び図書館の木製備品整備に係る増額。後ほど雑入で説明いたします先駆的実証プロジェクト推進事業助成金の採択に伴う財源の振り替えによる減額、あわせて4,117万5,000円の増額となります。

款19 繰越金は一般財源不足分の増額です。

款20 諸収入、項4 雑入、目4 給食事業収入は、コロナ臨時交付金を活用した給食費免除により減額です。目5 過年度収入は、令和3年度障害者自立支援給付費道費負担

金等で増額です。目 6 雑入の体験交流施設納付金は、コロナ臨時交付金の活用による納付金免除で減額。いきいきふるさと推進事業助成金は、福祉体験セミナーの助成金で増額。先駆的調査・実証プロジェクト推進事業助成金は、地域内エコシステム構築支援事業を始め、地域材利活用の調査研究に対する助成金の採択により増額です。

款 21、項 1 町債、目 3 農林業債は各事業の補助金の内示及び事業費増により増額。目 4 土木費は、歩道修正事業で増額です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

第 2 条は継続費の補正で、2 枚めぐりまして第 2 表のとおりまちなか再生事業の図書館等の整備について資材費等の高騰に伴う補正により、総額及び令和 4 年度の年割額を変更するものです。

第 3 条は地方債補正で、第 3 表のとおり追加で 1 事業で、次ページになります二つの事業の限度額を変更し補正後の限度額を 13 億 5,500 万円とするものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 57 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

一般会計補正予算（第 5 号）について説明が終わりましたので、質疑を許します。

6 番、巴光政君。

○6 番（巴 光政君） 9 ページから 10 ページ、16 節公有財産購入費、大通・幸町地区「コミュニティ施設」大通棟整備事業 3 億 2,279 万 7,000 円について、第 8 回の全員協議会でも質問しましたが、疑問なので再度お聞きしたいと思います。

3点ほど確認したいと思います。

一つ目は、10億100万円の事業者からの見積もりに対して、積算根拠の提示がなく、私は想定からの金額では納得がいかないのでは、日建連の数値を元に示しましたが、単なるお願いで参考にはならないと言っていたと思っています。その根拠を説明願いたいと思います。

二つ目、その時に面積増による単純比較とあり、2021年8月の1,875平米で6億7,820万3,000円が2022年7月着手時に面積増の20.43%で想定建設費7億6,250万4,000円で割合をそのまま加算の根拠としていましたが、通常の建築算定の方法についてはどうなのか伺いたいと思います。

3点目ですけれども、建設資材物価は2021年1月と比較して建築部門が25%上昇、これは物価審査会の推計とありますけれども、材料費割合を50%から60%と仮定すると、この17カ月、これは1月から7月までの期間ですけれども、労務費、仮設費、経費等を含めた全建設コスト平均は建築分野で13%から15%上昇していると表でなっていますけれどもこれに対してどう思うか、この3点をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 3点ほどご質問をいただきましたが、まず日建連の資料の件ですが、私は参考にならないとは申し上げていなくて、日建連の配布物の意味は、いわゆる上昇したので契約を途中で中断するとか、そういうことはしないでくださいねということをメインで伝えているチラシだというふうにとらえていて、その中で参考までに建設資材の割合とかをうたっているというもので、参考にはならないとは言っていないで、我々としては今回は今回で、まだ想定値ですけれども面積の増を加味して、それを差し引いた分で大体28%上がるというものを前回提示したということで、これに対して今も調査分析を続けていますが、これに対してしっかりとした根拠を成立させるために今も調査中ですということで申し上げます。

あくまで日建連も統計をとった形で示しているものというふうに我々もとらえておりますが、あのパーセンテージが全てで、何もあれ以上上がるのが許されないとかそういうことではないというふうに思いますし、現に他の自治体の事例でも20%とか30%上昇というのはありますということは以前にもご報告したとおり、我々としても

今回の数字をより正確性を求めて調査を続けてまいりますという形で、全員協議会では申し上げたところでございます。

12.43%、これはいわゆる面積の分をそのまま建設費も12.4%増という形で、これも全員協議会で申し上げましたが、あくまでもこれも想定で、大きくずれた値ではないと、いわゆる面積当たりの単価というのはそんなに大きくずれないだろうということで面積増の分をそのまま建設費12.4%増したという形で、これも想定という形で計上させていただきました。これを細かく分解するという作業がなかなかちょっと難しく、いわゆる当初の6億8,000万円については、詳細項目までないものですから、そこではちょっと正当な比較というのはなかなか難しいということで、面積増の分を単純に建設費増に同じ割合を掛け合わせることで参考値としてお示しをしたという形になっております。

いわゆる各種資料でいけば建設費全体では13%から15%ぐらいということでしたが、これについてどう思うかということなんですが、我々としても、その統計も数字だけのことで詳細分析はまだわかりませんので何とも言えませんが、我々としては、かかったものはしっかりと払わなくちゃいけないというのは原則ですから、それについてしっかりと根拠性を求めながら町民の皆さんにも説明できる資料として仕上げていきたいというふうに考えているところでございます。

今回の補正につきましては、あくまでそれ以上上がらないという形の上限として今回10億100万円の部分、当初の6億8,000万円からの差額分を補正していただきたいということで、我々としてはこれ以上上げない、むしろ下げる努力も今後しながら工事のほうを進めてまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴光政君） 先ほどの1番の関係で日建連の数値、これはお願いという形で言っていたんですけども、このお願いの中身、ちょっと小さい字がなかなか見えなものですから拡大してきたんですけども、昨年来、世界的な原材料の品薄、高騰の影響により建設業においても幅広い資材において、かつて経験のない価格高騰、納期遅れが発生しています。こうした状況を踏まえて、政府から適正な価格転嫁のご指導

をいただいていますというようなお願いということのあれなんですけども、この中身を見ますと、価格交渉時期における転嫁対策の取り組み強化について、これは閣僚懇談会における内閣総理大臣指示 2022 年 3 月 4 日、あとパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議における斉藤国土交通大臣発言 2021 年の 12 月 27 日、細かいことは読んでいません。

次に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について、これは国土交通省課長通知 2021 年 12 月 1 日、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、これは国土交通省局長通知、これは 2022 年 4 月 26 日、このような内容で日建連が出したものですので、一応参考になるか、ならないかということではなくて、そういう通知があって、それに基づいて一応算定していますよというのが 1 番であります。

そして 2 番ですけども、差額、これは私共は前回素直に町で提案したとおり計算して言っていたんですけども、その計算根拠というのは、一応、面積比率を割り返して立方単価に増えた面積を掛けた、単純でしたけども、単純に掛けた本来なら、これは来年の 3 月までの期間で完了するよということであれば、資材費は値上げするだろうけども、建築労務費とか管理費、そういう関係は変わらないということで、これ材料割合を 50%から 60%と仮定すると、建築分野では 13%から 15%上昇しますよと、そういう中身の中の 50%から 60%の 60%を算定するようなことが重要ではないか。それで当初 6 億 7,800 万円というのを 50%から 60%の 60%で計算すると、7 億 2,878 万 3,000 円になる、これは、この前とはちょっと違います。この前は 100 で見たんですけども、60%で算定しなおしております。

そして 3 番目、建設コスト 13%から 15%上昇の 15%を採用した、それは北海道価格があると言っていたから、実際にそれを 1 割上乘せしてこの前言いましてけども、今回は 15%で計算すると 8 億 3,804 万 9,000 円となり、10 億円とはかなり差があるように思います。

すみません、今の 3 番で 2 番目、面積増による上乘せ分は 12.4%の 60%で計算しますと、7 億 6,250 万 4,000 円になります。そのようなことで何かありますか。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 巴議員におっしゃっていただきました、いわゆる日建連の部分ですけれども、まさしく適正な請負価格で請け負わせるようにという部分がまさしく我々がそこを調べているというところだと思うんです。我々も単純に今、議員が平均が15%だから15%掛けると8億3,800万円という言い方ですけど、それでは適正な価格かどうかというのはわからないと思うので、我々としては1個1個価格を見ながら、できるところまで細かく分析をして適正価格ということ割り出したい、そういう作業を行っていますということを言っているのです、統計的に15%なので15%がじゃあ適正ですかということにはならないのかなというふうに思っていますので、我々としても、ちょっと率がひとり歩きしているところではありますが、しっかりと単価表が出てきているので、この中を精査しながら分析含めてどこがどういうふうに変わっているかということ、なるべく細かいレベルまで示すように分析を続けてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） このような計算をしたのは、あくまでも日建連の表に基づいた暫定でありますので、先ほど参事がおっしゃっていたように公共単価による積算であくまでやるべきだと思っております。

今、計算している最中だといいますけれども、これは物価はどんどん上がっていくから一定のこの時点ということできちっとした中で、おさえた中で上がって、物価上昇分はこれだけ計算したけど、これだけの物価が上がっていくんだと、それはもう仕方がないのではないかなとそれは思います。その時点で上がった分は、その指標に基づいて上乘せスライドすればいいのかなと思います。

ただ、途中までやっているのであれば、途中までの経過なりそういうのを示してもらわないと、あくまでも10億100万円だけが頭に出てきて、もう請負業者からの言いなりのように聞こえます。そのようなことではまず認められないなと私は思っております。

それで、当初計画していた9億三百何万円というのは2棟の合計でありますけれども、今回は大通棟だけで10億100万円といわれています。そんな中でも、一応、前回は説明ありましたが幸町棟はこういうふうになる予定だというようなことで、もう進

んでおりますけども、現時点で10億円という形が下がらないのであれば、今後の幸町棟の計画も僕は認められないなというふうにおさえております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） ちょっと私のほうも繰り返してしまいますけども、我々としては、統計的に何パーセントというのは、それは我々も十分承知をしているところでございます。ただ我々としては、出てきている単価もありますので、それをしっかりと精査をしていきたいという形で申し上げております。途中経過という話もありましたので、一応考え方というのは前回もお示ししているところだったんですけども、途中経過いろいろ出てきたときには、また皆さまにお示ししたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 12ページの、今、巴議員が質問した同じ公有財産購入費について小泉課長にお伺いしたいと思います。

この予算補正額の積算根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） 積算根拠というか内訳です。それをお答えしたいと思います。

まず図書館の部分で、当初、図書館の整備工事については4億1,264万5,000円でしたが、それが今回、資材等の高騰によりまして6億904万7,000円という形で増となっております。

あと、それぞれ大通棟のスーパーなりハイヤー会社、スーパー共用部分、積み木広場等の部分で増となっておりますけども、それぞれ積み木広場が1億72万9,000円が1億4,867万2,000円、スーパーの部分が7,192万2,000円が1億615万4,000円、共用部について8,292万4,000円が1億2,239万2,000円という形で増となって、合計で、今回、補正をお願いしてございます3億2,279万7,000円という形になってございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 今お答えをいただいた数字というのは、どこからきたのかお伺いしたいと思います。

先日、8回まで全員協議会をやったんですけれども、単純に今回の補正について3億2,279万7,000円については施工業者の見積もりの10億100万から3月に協定を結んだ6億7,820万3,000円を差し引いた価格であります。

町の予算を編成する前には財務規則の第13条、第24条に基づいて適正に厳格に行われるのが町の仕事であります。それを施工業者の見積もりのみの数字で、ただ単純に差し引いて予算化したと。これは財政担当課長として財務規則にきちっと法に則ってやるのが町の大事な予算を編成するにあたって守るべきだと思います。

今回のこの金額については、これまでおそらくいろんな予算を予算化したんですけれども、このやり方については、今までなかったのではないかなと思います。

そういうことを含めて、今回の予算措置については極めて不適切な予算措置であるということで、当然このことについては認められるものでもないし、町民、議会を軽視したやり方だというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） 内訳ですけども、それぞれ参事のほうでも計算というか、参事のほうでも確認をとりながら、ここの部分が上がるということで、このような予算内訳という形になってございます。

また、適正かどうかというような話がありましたけども、私どもとしましては、これは予算は適当だということで、補正をお願いしているところです。

また、この予算につきましては、あくまでも上限額ですよという説明はこれまでもしてきたかと思います。今、精査ということは間に合っていない部分はあるかと思いますが、そこはちょっと反省するところかもしれませんけども、あくまでも上限額という形で、ここも適当だということでうちのほうで判断しまして、この予算をお願いしているということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 答えにはなっていませんけども、予算というのも非常に重要



なものであって、議会で議決するという事は、この予算について町長のいわゆる執行権を認めるということでございますので、あとで精査するとかそういうものではないというふうに考えますが、今回の一連の問題については、ずっと不信がつきまっております。やはり明確に法に則って行政がやる正しいやり方をやらなければ、津別町として、おそらく何か残るのではないかなと感じますので、今回の予算については非常に認めるわけにいかないということでございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからもちよっとお話しさせていただきます。

巴議員さんとの部分とも関連してくるんですけども、先ほどから出ています日建連、日本建設業連合会というところですけども、そのホームページも見せていただきました。巴議員さんが先ほど読み上げた部分がありますけども、基本的にこれは建設工事を発注する民間事業者、施主の皆さまに対するお願いということで、建設業を行っている連合会が発注する民間事業者、ちょうどここと言えばアルファコートさんですね、そういうところ、それから施主に対する、施主は買い取りも含めて町が行いますので、そこも含まれると思うんですけども、そういうところに対する皆さまへのお願いということでもあります。

この連合会のほうでは、昨年来、世界的な原材料の品薄、高騰の影響により、建設業においても幅広い資材においてかつて経験のない価格高騰、納期遅れが発生しています、こうした状況を踏まえ、当会は政府から適切な価格の転嫁のご指導をいただいています。もとより建設業、建設会社は経営努力を最大限に行っていますが、現下の資材高騰、品不足は建設会社のみで吸収することは困難であることから、適正な価格、適正な工期での建設工事の実施につき、以下の点についてご理解、ご協力をお願いしますということで、事業を発注する民間事業者に建設会社はお願いを出しているわけです。それが先ほど巴さんがいろいろお話を読み上げましたけれども、政府における原材料費の高騰に係る対策ということで、政府が考えている部分、それから斉藤国土交通大臣が発言した部分、それから国土交通省の課長通知だとか、そういったものがそういう現下の情勢の中で、きちっとわかった上で対応してくださいということで、そのものを受け止めて、この連合会のほうでは直近の資材価格及び資材調達状況を反

映した見積書の提出をさせていただきます。それから、見積書提出後、契約前の間に資材高騰等が生じた場合、契約額や工期への適切な反映等のお願いをさせていただきますので、ご理解をいただきますようお願いいたしますという、そういうことで業界と申しますか、連合会としては進めていきたいということです。ですから、こちらのほうの今の部分に当てはめれば、三共さんだとか、津別建設さんだとか、清水建設さんだとか、そういう合同体でアルファコートさんから受注を受けてやっているわけですが、その建設会社が今こういう現下の状況の中で大変なので、見積書をそれを反映したものを提出させていただきますということでアルファコートさん、それから町のほうということで出てきたわけです。それがあっているかどうかということアルファコートさんでもチェックをするし、町のほうでもチェックをしているという段階です。そういう段階の中で、見積書というか、これぐらい上がるんだということで提出された、いわゆる3社と申しますか建設会社のところの、最大言っている金額が今言っている金額ですので、これを上限として予算化させていただけないでしょうかというお願いを今やっているところであります。

前回含めて、今の予算にのっている部分というのは、6億8,000万円ちょっと、これは昨年8月時点の部分でアルファコートさんがはじき出した数字でありますけれども、ご承知のとおりその時はまだ実施設計も固まっていませんし、それから単価もその当時のものということであります。それがそのまま補助金の申請等々もありますので、その額をもってとりあえず予算化をさせていただいて、そして締結をしたという状況になっています。

その後、その間にも資材はどんどん上がって行ってますし、やり取りをしながら面積も増えてきていると。それから推進協議会の中でもご意見がいろいろありましたので、それも飲み込みながら、実際の実施設計が出来上がってきて、それをやっぱり建設会社として見ると、これではちょっとなかなか難しいということで見積書を再提出と申しますか、そういう形で出て来た金額が10億ちょっとという形です。

そういう状況になっているということをもっとご理解いただいた上で、予算の可決についてお願いをしているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

それでは、まず原案に反対者の発言を許します。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）〔登壇〕 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、反対の立場で討論をさせていただきます。

令和4年度一般会計補正予算について、まちなか再生事業公有財産購入費として大通・幸町「コミュニティ施設」大通棟整備事業として3億2,279万7,000円が補正予算計上されています。

その内容を見ますと、事業者からの見積もりが10億100万円で、協定締結時6億7,820万3,000円ですが、実施設計に基づく積算金額が出ていません。

日建連の資料に基づき算定しますと、8億3,804万9,000円となり、上乗せ額は1億5,984万6,000円になります。

補正予算額と比較しますと1億6,295万1,000円の差が生じます。公共単価が出るのが遅いと言いますが、基準日を設定しておき、その算出をし、物価指数でスライドすれば確認できますが、この規準となる比較となるものが出ておりません。このことは先ほど町長が述べられておりましたけれども、私のこの数字は2021年1月から2022年7月の建設資材物価指数の推移を元に建築分野で13%から15%上昇という根拠に基づいた、とりあえず15%で計算した根拠であります。その根拠で、これは暫定なものですから、実際の積算根拠がない限り予算には反対するしかないと思ひ反対の討論といたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 議案第48号 津別町一般会計補正予算に賛成の立

場で討論に参加をさせていただきます。

今回の一般会計補正予算は、コロナ禍の影響を受けている地域経済や住民生活を支援する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る支援事業を始め、現在、工事が行われているまちなか再生事業に係る補正予算が主なものです。とりわけまちなか再生事業の補正予算では振り返ってみますと7月11日の臨時議会後に新型コロナウイルス関係、円安、ウクライナ危機、原油原材料など複合的な要因が絡んで建築工事費が約6億8,000万円から10億100万円になると町から説明があったのが始まりでした。

その後、7月25日、8月22日、そして先日の9月13日と3回の全員協議会をとおしながら町の分析内容について議会として質疑を交わしてきたところです。

この2カ月の間で、残念ながら10億100万円、48%増という数字がひとり歩きをした感は否めなく、住民の皆さんから疑問の声など混乱もありました。

先日の第8回全員協議会における建築工事費増額の分析として、面積増による想定増加額が12.4%あり、差し引くと資材高騰による増加率は28.7%で、この数字は鉄筋、鉄骨の鋼材価格などの推移から見ると一定程度理解が得られる数字だと判断をしています。

また、もう一つ心配をしていた町財政への影響については、これも前回の全員協議会で佐藤議員の質問に対し中期財政計画と比べると基金残高及び普通交付税の交付額とも計画を上回っていると答弁がありました。これにより、今回の建築工事費の増額に対する疑問の大きい課題については、一定程度住民の方に理解をしていただける材料が整ったのではと考えています。

今後、町のほうには10億100万円の金額のさらなる精査と、そして前回の協議会で申し上げていますテナントの使用料について、早急に試算し関係者との協議を進め、できれば、今後予定されている住民説明会には大枠で協議が整っている状態になるよう、町の取り組みを加速していただきたいと思っています。

今定例会で上程となった補正予算を可決することで、協定書の買取金額の変更により事業者が行っている工事や内閣府への20%を上限とする拠点整備交付金増額の申請手続きなどがスムーズに行われていくことにつながると考えられることから、議案第

48号に対する賛成討論といたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第49号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第49号 令和4年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第49号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容につきましては、後期高齢者健康診断の受診者が当初予算での見込みを大きく上回る見込みとなったことから、不足が見込まれる必要な経費を補正させていただくものです。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条第1項として歳入歳出予算の総額に256万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,546万円とするものです。

第2項につきましては後ほどご説明いたします。

はじめに、歳出のほうからご説明いたしますので5ページ、6ページをお開きくだ

さい。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の総務一般事務経費は、健診における勧奨方法を 80 歳以下の方が属する世帯から全体に拡大し、かつ送付内容物も充実化したこと、検診自己負担分を道の後期高齢者医療広域連合会の交付金を得て無料化したその効果があり、当初予算に見込んだ人数を上回る受診状況となっていることから、関連する経費 256 万円を増額させていただくものです。

続いて歳入となります。3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 2 繰入金は、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金で、健診関連経費の増額により 32 万 3,000 円の増額です。

款 4 諸収入、項 1 受託事業収入、目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入で 223 万 7,000 円の増額です。

それでは、補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 号の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したものであります。

補正総額につきましては、第 1 項の内容となるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 50 号 令和 4 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 50 号についてご説明をいたします。

補正の理由につきましては、令和 3 年度事業額の確定による負担金の過年度超過額の償還及び追加交付に係る増額の補正であります。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,081 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 6,993 万 1,000 円とするものでございます。

第 2 項は後ほどご説明をいたします。

それでは歳出からご説明申し上げますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

款 4 基金積立金は介護給付費準備基金積立金で、地域支援事業交付金と低所得者保険料軽減負担金の追加交付で 42 万 9,000 円の増額です。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及還付加算金、目 2 国庫支出金等償還金は、令和 3 年度の介護給付率と地域支援事業の事業額確定による負担金の超過額返還分で 2,038 万 1,000 円の増額です。

続いて歳入になります。3 ページ、4 ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました歳出に係るものですが、款 3 支払基金交付金は、地域支援事業交付金の過年度追加交付で 16 万 1,000 円の増額。

款 6 繰入金金は、項 1 一般会計繰入金金が低所得者保険料軽減負担金の過年度追加交付で 26 万 8,000 円の増額。項 2 基金繰入金金が、過年度の介護給付費負担金等の返還分の繰り入れて 2,038 万 1,000 円の増額でございます。

補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項につきましては、ただいま説明い

たしました補正額を次ページの第1表で款項ごとに整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第51号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第51号 令和4年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（齊藤尚幸君） ただいま上程となりました議案第51号について説明させていただきます。

今回の補正の内容は、次年度以降の下水道管理センターの機器等の更新を行うための実施設計を、国の補助制度であります社会資本整備総合交付金を利用して行うためのものです。

第1条につきましては歳入、歳出それぞれ1,435万5,000円を追加し、予算総額をそれぞれ6億3,435万3,000円とするものです。



補正内容につきまして、歳出から説明させていただきます。5 ページ、6 ページをお開きください。款 2 特環下水道費、項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費につきましては、委託料で実施測量設計業務として 1,435 万 5,000 円を増額するものであります。

また 3 ページ、4 ページにお戻りください。

歳入につきましては、先ほど説明させていただきました歳出の財源といたしまして、款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 下水道費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金を 717 万 7,000 円、款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金を 7 万 8,000 円。

款 7 町債、項 1 町債、目 1 特環下水道債を 710 万円それぞれ追加するものであります。

最初の条文にお戻りいただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、説明させていただきましたものを、それぞれ款項の区分に整理したものであります。

また、第 2 条につきましては、第 2 表地方債補正のとおり地方債の変更を整理したものであります。

以上、議案第 51 号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、認定第1号 令和3年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第19、認定第6号 令和3年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件は、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までの6件を一括議題とします。

お諮りします。

これら6件については、会議規則第39条第2項の規定により内容の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の内容の説明は省略することに決定しました。

監査委員の意見書は別紙配付のとおりでありますので、ご承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか、意見を求めます。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 〔登壇〕 ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、ただいま上程となりました決算認定のための審査については、昨年同様に議長及び議会選出の監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの期間中、継続審議とすることを希望し動議といたします。

(「賛成」という声あり)

○議長(鹿中順一君) ただいま村田政義君から一般会計ほか5特別会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

したがって、ただいまの村田政義君の動議を議題とします。

本動議のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思います。

また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができるものとします。

これご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

ただいま指名した諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時 57分

再開 午後 2時 5分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、そ

の結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に、第1回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。委員長には山田英孝議員、副委員長には村田政義議員が選出されたのでご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 以上で諸般の報告を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 6分

再開 午後 2時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

日程第20、意見書案第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 議長の発言のお許しをいただきましたので、意見書案第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、全文を読み上げ提案といたします。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに、我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史、文化、気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化、頻発化する自然災害や、日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁、公共施設の老朽化などさまざまな課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮さ

れるよう、平常時、災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災、減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災、減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては記以下9項目について特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、ほか各大臣であります。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、意見書案第9号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第9号について説明をいたします。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書。

道教委は、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編、統合を行い、公立高等学校配置計画を進めています。また、これからの高校づくりに関する指針においても、依然として望ましい学級規模を4から8学級とし再編整備を進めるとしており、道内ではこの間にも公立高校の統廃合が進み公立高校のない市町村が増加し続けています。

令和4年2月にまとめられた、これからの高校づくりに関する指針検証結果報告書では、一定の学級規模の確保に向けた再編は、主に同一市町村内で実施してきたが、市町村を越えた通学可能圏内での再編も検討と今後の方向性が示されており、これまで以上の統廃合への進展が懸念されています。

また、配置計画によって、地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ精神的、身体的な負担が増えています。また同時に、保護者への経済的負担を強いることになり、結果、子どもの進学を機に地域を離れる家庭が増え、地域の活力を削ぐ一因となっています。

多くの市町村では、こうした課題を克服するため通学費や制服代、教科書代等の補助を行うほか、高校の市町村立移管をするなど、地域の高校存続に向け懸命に取り組んできています。しかし、これらの努力は、本来設置者である責任を放棄していると言わざるを得ない。道教委は広大な北海道での実情にそぐわない指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、少人数でも運営できる学校形体を確立し学級定数の改善を進め、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障しなければならない。

そのためにも地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要であります。

以上の指針に基づき、新たな教育制度の実現を目指し、次の4項目を希望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長あてです。

皆さま方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 9 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、意見書案第 10 号 急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番、巴光政君。

○6 番（巴 光政君）〔登壇〕 意見書案第 10 号 急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書について。

コロナ危機によって景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところに、物価の高騰がおそいかかり、くらしと営業に深刻な影響を及ぼしており、緊急の経済対策が求められている。

電気代、ガス代、食料品など生活必需品が前年同月に比べて値上がりが続いている。中小企業は、原材料の急速な値上がりに直面し経営が圧迫されている。農業関係者も肥料価格などの高騰に直面している。民間信用調査会社の帝国データバンクが、上場主要食品メーカー105 社の令和 4 年以降の価格改定計画実施済みを含むを調査したところ、年内に 2 万品目を超えると推測され、改定率も平均で 14%の値上げとなると言われている。あらゆる分野で急激な物価高騰がおそっているもとで、世界の 90 を超える国、地域で消費税の減税が実施、予定されているなど、抜本的な対策が検討されている。

国においては、深刻な実態に見合った物価高対策として、くらしと営業を守る経済対策を次のように実施することを強く要望する。

1 から 6 点要望する形であります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣、厚生労働大臣です。

以上、皆さまの賛同をよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 10 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、報告第 9 号 令和 3 年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

#### ◎報告第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、報告第 10 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告についてを議題とします。

津別町教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

#### ◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、報告第 11 号 北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況についてを議題とします。



町長から、令和3事業年度事業報告及び決算、令和4事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

#### ◎報告第12号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、報告第12号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和3年度5月分、令和4年度5月分、6月分、7月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

#### ◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了しました。

これで、令和4年第5回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時30分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員